薬 第 6080 号 令和7年3月5日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長 (公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定 について(通知)

このことについて、令和7年3月5日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物3物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和7年厚生労働省令第17号)で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して10日を経過した日(令和7年3月15日)から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先

献血・薬物対策グループ 福田 電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会長
- 神奈川県製薬協会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長